

## 確定申告（税金の申告）の手順

こんにちは、松下です。

今回は、確定申告（税金の申告）の手順について解説します。

あなたがこれからYouTubeで、アドセンス報酬などの収益を得るようになると、必ず国への納税義務が発生します。

非常に重要な内容になっていますので、最後までしっかりとご視聴ください。

それでは、張り切って参りましょう！

まずは、確定申告の概要について解説します。

確定申告とは、日本の租税に関する申告手続きを言い、次の諸点を指す。

1. 個人が、その年1月1日から12月31日までを課税期間として、その期間内の収入・支出、医療費や扶養親族の状況等から所得を計算した申告書を税務署へ提出し、納付すべき所得税額を確定すること

2. 法人が、原則として定款に定められた事業年度を課税期間として、その期間内の所得を計算した申告書を税務署へ提出し、納付すべき法人税額を確定すること
3. 消費税の課税事業者である個人又は法人が、課税期間内における消費税額を計算した申告書を税務署へ提出し、その納税額を確定すること

となっていますが、要するに確定申告とは、商売で利益があったら税務署へ申告をし、税金を払ってくださいという国が定めた制度のことを言います。

利益というのは、所得から経費などの控除を引いた額のことを言いますが、日本には現在、50種類以上の税金が存在します。

YouTubeのアドセンス報酬などの収入は「国税」の中の「直接税」の中の「所得税」の中の「事業所得」または「雑所得」になりますが、よくYouTuberの先輩方が「報酬を得たら青色申告をしましょう」と言っているのを耳にします。

青色申告とは事業所得の申告のことを言いますが、YouTubeの所得

は厳密に言うと、事業所得と雑所得の2種類に分類されます。

では、「事業所得」と「雑所得」の違いとは一体なんなのでしょうか？

事業所得と雑所得の違いは、税務上のルールでは、はっきりとした定義が未だに定まっていませんが、簡単にいようと「本業でやっていける場合は事業所得」、「副業でやっている場合は雑所得」と考えていただければいいと思います。

ただし、副業でやっている方でも、副業の収入が本業の収入を上回ってしまうなど、本格的に事業を開拓している場合は、副業でも事業所得として認められる場合があります。

では、事業所得として認められると、一体どんなメリットがあるのでしょうか？

事業所得として認められると、次の4つのメリットがあります。まずひとつ目は、事業所得には「青色申告特別控除」という控除を受けることができます。

青色申告特別控除とは、不動産所得または事業所得のある事業を営

んでいる青色申告者が受けることができる控除のことで、複式簿記にのっとって記帳し、貸借対照表と損益計算書を併せて期限内に提出した場合には、最高65万円を総所得金額から控除することができる制度です。

一方、複式簿記の利用をしていなくても、青色申告者の場合は、不動産所得、事業所得、山林所得から最高10万円を控除することができます。

次に、二つ目のメリットは、事業所得には「損益通算」という制度が適応されます。

損益通算とは、一定期間内の利益と損失を相殺することができる制度で、損失が出た場合には利益から差し引いて、その分だけ税金を減らすことができます。

次に、三つ目のメリットは、事業所得には「損失の繰越控除」という制度が適応されます。

損失の繰越控除とは、本年度分の損失を控除しきれないときに、翌年以降にその損失を繰り越して最長3年間、利益から控除すること

ができる制度です。

次に、四つ目のメリットは、事業所得には「専従者給与」という制度が適応されます。

専従者給与とは、個人事業主が家族従業員に支給する給料や賞与のことで、全額経費とすることができます。

ただし、専従者給与は事前に税務署に届け出をする必要があります。

以上が、事業所得の4つのメリットになりますが、税務署から事業所得として認められるとこのような4つのメリットが適応されます。

ただし、事業所得には一つだけデメリットがあります。

それは、「決算書の作成が必要」ということです。

決算書とは、どのくらい儲けが出たのか、どのくらい損失が出たのか、事業が現在どのような財務状態にあるのかといった状況を、報告するための書類のことと言いますが、決算書は原則として年に一度作成することになります。

決算書の作成方法は、「簿記」という形で日々の取引を記録していくことから始まります。

事業の取引は、一定のルールに従って正確に記録・集計・整理する必要がありますが、これらの一連の作業のことを「簿記」といいます。つまり、決算書は「簿記という技術を使って、日常取引を記録した帳簿の集大成」ということになります。

決算書の作成に関しては、Google検索で「決算書 作成ソフト」などでショッピング検索をかけると、たくさんの会計ソフトが表示されるので、この中から自分に合ったものを選んで購入するといいでしよう。

ちなみに、私がおすすめしている会計ソフトは「やよいの青色申告」というソフトで、こちらはMacには対応していませんが、非常に使いやすいソフトになります。

そして、会計ソフト以外にもオンラインで決算書が作成できるサイトがありますが、「Freee」というサイトが私のおすすめになります

す。

FreeeはMacにも対応していて、最大の強みは「スマホで全て完結できる」という点です。

他にも決算書作成サイトはたくさんありますが、スマホで完結できるサイトは今のところFreeeのみになります。

では次に、事業所得と雑所得の具体的な申請方法について解説します。

まずは事業所得ですが、こちらは冒頭でもお話ししましたが、本業でYouTubeを始める方はこちらの所得になります。

事業所得の流れとしましては、まずYouTubeでアドセンス報酬などの利益が発生したら、税務署に個人事業主としての届け出をします。

個人事業主の届け出には、次の5つの書類が必要になります。

まず、ひとつ目が「個人事業の開業届」です。

こちらの書類は、開業後1ヶ月以内に提出してください。

次に、二つ目が「給与支払事務所等の開設届」です。

こちらの書類は、従業員を雇って給料を支払う場合に届け出が必要になりますが、外注などに依頼をする場合は必要ありません。

こちらの書類も、開業後1ヶ月以内に提出してください。

次に、三つ目が「源泉所得税の納特承認申請書」です。

こちらも、給与支払事務所の開設届と同様に、従業員を雇って給料を支払う場合に届け出が必要になります。

こちらの書類は、特に提出期限は決まっていませんが、なるべく早めに提出してください。

次に、4つ目が「所得税の青色申告承認申請書」です。

この書類は非常に大事な書類になりますので、開業届と同様に必ず提出してください。

提出期限は、開業後2ヶ月以内になります。

そして、最後の5つ目が「専従者給与に関する届け出書」です。

こちらの書類は、家族従業員がいて給料を支払う場合に必要になり

ますが、そうでない場合は、提出は不要です。

こちらの書類も開業後2ヶ月以内に提出してください。

以上が、税務署への5つの届け出書類になりますが、おそらく多くの方は、初めは、従業員などは雇わずに、一人でコツコツと取り組むことになると思いますが、そういう方でも、最低でも1と4の書類は必ず提出してください。

なお、これらの書類はGoogle検索で「税務署 書類」などで検索をかけると、税務署のホームページからダウンロードすることができるので、検索してダウンロードしてください。

税務署に開業届などの書類を提出したら、晴れて、個人事業主としてのスタートを切ることになりますが、まず、日常的にやることがあります。

それは、お金の動きを会計ソフトに入力することです。

お金の動きとは、いわゆる収入と支出のことを言いますが、収入というのは、毎月YouTubeから支払われるアドセンス報酬などの収入で、支出というのは、事業に必要なものなどを購入した場合の、い

わゆる経費になります。

なお、経費で何かを購入した場合は、レシートや領収書、クレジットカードの明細書などの「支払いを証明できる書類」が申告の際に必要になりますので、これらの書類は必ず大事に保管しておいてください。

これら作業を日常的に繰り返し、確定申告の時期（毎年2月16日から3月15日）に、決算書と申請書をプリントアウトし、そして、その書類と経費の証明書類を「電子申請」または「郵送」にて税務署に提出し、後日税金を「振り込み」または「クレジットカード」で支払うことで、確定申告は完了となります。

なお、電子申請の具体的な手順に関しては、YouTubeで「確定申告電子申請」と検索をかけると、国税庁の解説動画が表示されるので、そちらを参考にしてください。

では次に、雑所得の具体的な申請方法について解説します。

雑所得というのは、主にサラリーマンの方が副業として得た所得のことを言いますが、雑所得は事業所得と違って、様々な控除制度が

ありません。

しかし、その代わりに手続きは非常に簡単になります。

雑所得の流れとしましては、まずアドセンス報酬などの収益が1年間で20万円を超えた場合に申告が必要となります、雑所得は事業所得と違って、開業届や青色申告承認申請書などの、税務署への事前申請は一切必要ありません。

1年間で20万円を超える収益があったら申告すればOKです。

ちなみに収益というのは、収入と経費を差し引いた金額になります。

では、雑所得の場合、日常の作業はどうなるのでしょうか？

雑所得も事業所得と同様に、日常的な作業はお金の動きを帳簿につけることになります。

ただし、雑所得の帳簿付は収入と経費のみの簡単なものでOKですので、会計ソフトなどは使わずに、エクセルやワードなどの今あるソフトを使ったり、ノートに手書きで作成してもOKです。

そして、経費を使った場合は、必ずレシートや領収書などの証明書

は大事に保管しておいてください。

これら作業を日常的に繰り返し、確定申告の時期（毎年2月16日から3月15日）に申請書に記入し、そして、その書類と経費の証明書類を「電子申請」または「郵送」にて税務署に提出し、後日税金を「振り込み」または「クレジットカード」で支払うことで、申告は完了になります。

ちなみに申請書は、税務署にサイトからダウンロードすることができます、これからその手順について解説します。

まずはGoogle検索で「税務署 確定申告書」と検索をかけます。すると、3番目あたりに「確定申告書等-国税庁」というサイトが表示されるので、こちらをクリックします。

すると、国税庁のページが表示されるので、この中の「確定申告書、青色申告決算書、収支内訳表等」というリンクをクリックすると、「申告書A」という書類が雑所得用の申告書になりますので、こちらをクリックします。

すると、「確定申告書A」の書式がPDFで表示されるので、右上のプリンターアイコンをクリックすればプリントアウトすることができます

きます。

申告書をプリントアウトしたら、これらの書類に記入をしていくわけですが、これから記入の手順について解説します。

まずは、お手元に「給与所得の源泉徴収票」、いわゆる「源泉徴収票」を用意します。

源泉徴収票は、お勧めの会社で発行してもらえますが、ちなみに、こちらの源泉徴収票は臨時に作ったダミーになりますので、かなり省略しています。

そして次に、申告書2枚目の「第二表」という書類を用意します。

この書類で重要なのは、「支払金額」と「給与所得控除後の金額」、「所得控除額の合計額」、「源泉徴収税額」の4つの項目になりますが、まず「支払金額」は給与年収になります。

そして、その隣の「給与所得控除後の金額」は、いわゆる給与所得で、その隣の「所得控除額の合計額」は、所得から差し引かれる控除額で、その隣の「源泉徴収税額」は年末調整された後の金額になります。

ではこれから、実際に確定申告書を記入していきましょう。

確定申告書は源泉徴収票を見ながら記入していきますが、まずは申告する年を記入し、その下にあなたの住所と氏名を記入します。

そして、その下の「所得の内訳」の「所得の種類」ですが、「給与」と「雑所得」と記入し、「種目」は「給料」とYouTubeの場合には「動画配信」と記入します。

その隣の「給与などの支払者の名称・所在地等」は会社の名称と住所を記入し、YouTubeの支払い者はGoogleになりますので、Googleの名称と住所を記入します。

その隣の「収入金額」と「源泉徴収税額」は、源泉徴収票の金額をそのまま記入し、その下はYouTubeで発生した収益額を記入し、源泉徴収税額は0円と記入します。

ちなみに経費に関してですが、実は確定申告書には経費を記入する欄がありません。

なので、冒頭でもお話ししましたが、経費に関しては別途、支出表を作成しレシートや領収書と一緒に提出するようにしてください。

その下の「源泉徴収税額の合計額」は、源泉徴収票の8万円と記入

します。

次に、その下の「配偶者や親族に関する事項」は、今回は独身の方という設定なので記入はしていませんが、家族がいらっしゃる方はこちらを記入してください。

そして右側の項目ですが、「社会保険料控除」の欄は、源泉徴収票と変わりがなければ「源泉徴収分」と記入し、その他の項目も源泉徴収票に記載があれば、そのまま記入してください。

その下の「住民税に関する事項」の中の「給与・公的年金等以外の所得にかかる住民税の徴収方法」は、「自分で納付」に丸をつけてください。

この項目は実は重要で、特に会社で副業が禁止されている方は、「特別徴収」に丸をつけてしまうと、会社に副業がバレてしまうことになるので気をつけてください。

これで、第二表の記入は完了になります。

次に、申請書の1枚目の「第一表」の記入について解説します。

第一表の書類も、源泉徴収票を見ながら記入することになります

が、まずは左上に管轄の税務署名を記入し、その下に提出日を記入してください。

そして、その下に、あなたの住所と氏名、マイナンバー、世帯主情報、生年月日、電話番号をそれぞれ記入します。

今回の生年月日の頭は昭和なので3とします。

次に、その下の「収入金額等」ですが、「給与」は源泉徴収票の支払い金額をそのまま記入し、その下の「雑所得」の「業務」という欄に、YouTubeでの収入を記入します。

そして、その下の「所得金額等」ですが、こちらも源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」をそのまま記入し、その下の「雑所得」は、上の収入金額の雑所得から経費を差し引いた金額を記入します。

例えば今回の場合は、仮に50万円の経費がかかったとして、収入の100万円から経費の50万円を差し引いた金額の50万円を記入します。

そして、その下の合計は、給与所得の276万円と雑所得の50万円をプラスして326万円と記入します。

その下の「所得から差し引かれる金額」は、こちらはサラリーマンの源泉と変わりがない場合は合計欄に、源泉徴収票の「所得控除の合計額」をそのまま記入してください。

次に、右側の欄の「税金の計算」ですが、「課税される所得金額」は「所得金額の合計」から「所得から差し引かれる金額の合計」を差し引いた金額を記入します。

これをいわゆる「課税所得金額」と言いますが、この金額に税率をかけて税額を算出します。

こちらが税率表になりますが、例えば今回の場合、課税所得金額が216万円になりますので、まずは216万円から195万円を引いた金額に10%をかけると21,000円になります。

次に、195万円に5%をかけると97,500円になるので、この97,500円に21,000円を加えると118,500円になります。

つまり、この場合の税額は118,500円になるので、課税所得額の下の税額には118,500円と記入します。

そして、特に他の控除が無ければ「差引所得税額」も118,500円と記入し、その下の「復興特別所得税額」は118,500円に2.1%をかけた金額2,488円と記入し、その下の「所得税および復興特別所得税の額」には118,500と2,488円をプラスした金額を記入します。

その下の「源泉徴収税額」は、源泉徴収票の金額をそのまま記入し、その下の「納める税額」は120,988円から80,000円を引いた金額40,988円の、さらに百円以下を切り捨てた金額40,900円と記入します。

つまり、今回支払う税額は40,900円になると、そういうわけですね。

あとは、この確定申告書と経費の証明書類を電子申請または郵送で税務署へ提出し、後日税額を銀行振込またはクレジットカードで支払うことで確定申告は完了となります。

以上が、確定申告（税金の申告）の手順についての解説でしたが、いかがだったでしょうか？

あなたがこれからYouTubeで、アドセンス報酬などの収益を得るようになると、必ず国への納税義務が発生しますので、ぜひ参考にし

てください。

というわけで、今回は以上になります。

最後までご視聴いただき、ありがとうございました。